

前橋市監査委員公表第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和7年1月17日

前橋市監査委員	関	哲	哉
同	長	岡	敏
同	鈴木	俊	司

内 監
令和7年1月17日

前 橋 市 長 小 川 晶 様
前橋市議会議長 笠 原 久 様

前橋市監査委員 関 哲 哉
同 長 岡 敏 夫
同 鈴 木 俊 司

定期監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり報告します。

定期監査結果報告書

1 監査基準への準拠

本監査は、前橋市監査委員監査基準（令和2年前橋市監査委員告示第1号。以下「監査基準」という。）に準拠し実施しました。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき毎年度実施する財務監査

3 監査の対象

(1) 対象部局

福祉部

社会福祉課、長寿包括ケア課、介護保険課、障害福祉課、指導監査課
監査委員事務局

(2) 対象年度

令和6年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理。ただし、必要に応じて令和5年度も対象としました。

4 監査の着眼点

監査に当たっては、リスクアプローチの手法により、リスクを評価した上で、財務に関する事務については、関係法令に適合し、正確に行われているか、経営に係る事業の管理については、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、組織及び運営の合理化について努めているかに主眼を置くとともに、下記の項目を監査重点大項目として定めました。

(1) 補助金等交付事務

(2) 契約事務

(3) 財産管理事務

(4) 債権管理事務

(5) 現金取扱事務

(6) 雇用管理事務

5 監査の実施内容

財務執行や歳入・歳出状況等あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、所属長から概要聴取と質疑等を行いました。また、関係書類、諸帳簿等を抽出により調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施しました。

6 監査期間

令和6年11月25日から令和7年1月16日まで

7 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、監査の対象となった事務が監査基準第15条第2項第1号に規定する、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努め

ているかについては、おおむね適正に行われていると認められましたが、次に記載のとおり一部に是正又は改善を要する事項や事務の検討を要望する事項がありました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に各所属長に対して改善等を指導しました。

(1) 福祉部社会福祉課（指摘事項 1 件）

ア 雇用管理事務について（指摘事項）

(ア) 勤務時間の計算誤りについて

会計年度任用職員の賃金の支給において、勤務時間の計算誤りにより、実際に勤務した時間数より多く賃金を計算し支給しているものがあった。

誤って支給した賃金は戻入させるとともに、適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(2) 福祉部長寿包括ケア課（指摘事項 1 件）

ア 契約事務について（指摘事項）

(ア) 見積合わせについて

地域包括支援センター事業業務において、公募型プロポーザル方式により業者選定をしているが、契約の優先交渉事業者を決定後、随意契約による見積合わせを行わないまま契約を締結していた。

プロポーザル方式による随意契約事務処理マニュアルにのっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(3) 福祉部介護保険課

財務の執行及び経営に係る事業の管理に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(4) 福祉部障害福祉課（指摘事項 1 件、要望事項 1 件）

ア 契約事務について（指摘事項）

(ア) 予定価格について

在宅障害者社会適応訓練事業委託業務の契約において、見積合わせを行うまでの期間、予定価格調書が封筒に入れて保管されておらず、秘密の保持が確保できていなかった。

契約規則、契約事務取扱規程及び役務等業務委託契約事務マニュアルにのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

イ 財産管理事務について（要望事項）

(ア) 敷地の管理について

地域活動支援センターおおごの指定管理者が管理する敷地内の樹木において、落枝が多数あり、枯れ枝のほか幹が腐朽している可能性があった。

地域活動支援センター指定管理者管理業務仕様書にのっとり、敷地内の樹木について適正な管理を検討されたい。

(5) 福祉部指導監査課

財務の執行及び経営に係る事業の管理に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(6) 監査委員事務局

財務の執行及び経営に係る事業の管理に関して、指摘及び要望する事項はなかった。